

# 一ツ橋ポンプ場自動除塵機更新工事

## 発注説明書

碧 南 市

下記工事において、現場説明書にかえ、発注説明書を提示する。

1. 工事名 一ツ橋ポンプ場自動除塵機更新工事
2. 工事場所 碧南市 岬町 地内
3. 工事監理 碧南市
4. 事後補償 碧南市契約規則（碧南市公共工事請負契約約款）及び仕様書による。
5. 工事契約 碧南市契約規則及び碧南市建設工事施行事務取扱要領による。
6. 配布図書
  - (1) 設計図面 16枚（表紙含む）
  - (2) 設計書
7. 工事期間  
令和2年6月30日から令和3年3月19日まで
8. 工事金支払条件について
  - (1) 碧南市契約規則による。
  - (2) 前金払い及び中間前金払いは、碧南市公共工事の前金払及び中間前金払取扱規定による。
  - (3) 出来高部分払いは、契約工期内5回以内とする。
9. 官公庁その他事前手続きについて
  - (1) 工事施行上に必要な各種手続き等は受注者において行うものとし、必要となる費用について負担すること。
  - (2) 着手前に既設状況を確認し、工事において破損等損害を与えた場合は、受注者にて復旧し、必要となる費用について負担すること。
10. 工事に対する厳守事項
  - (1) 工事にともない関係法令を厳守するとともに各種安全対策を十分に行い、工事を施工すること。
  - (2) 工事に先立ち仮設計画を行い、ポンプ場内の安全に十分留意し工事の施工を行うこと。
  - (3) 機器・資材等の搬入においては、監督員と十分協議の上、ポンプ場内の安全に配慮した搬入路を使用し、安全確保に努めること。また、機器資材搬入・搬出時等に道路交通に影響が懸念される場合は、交通整理員を適切に配置し、安全確保に努めること。

#### 1 1. 第三者等への損害防止について

- (1) 工事に伴う近隣等への対策、苦情処理等については請負者において処理、解決し、必要となる費用を負担すること。
- (2) 工事中、付近の構造物、道路、地下埋設物などに損害を与えないよう万全の処置を行うとともに、騒音、振動等に際しては公害防止条例その他の法律、規定に従い十分な養生及び防止対策を行うこと。
- (3) 第三者の生命、財産に損害が生じた場合、及び第三者との間に紛議を生じた場合は、請負者において処理、解決し、必要となる費用を負担すること。

#### 1 2. 保険等の加入について

工事目的物に対し組立保険に加入するものとする。その他、目的物引渡しまでに必要となる保険があれば、別途加入すること。

#### 1 3. 下請業務発注に関して

本工事施工に伴い、工事の一部を下請け発注する場合は、碧南市内、もしくは碧南市近隣に事業所を有する者へ依頼、発注を行うよう努めること。

#### 1 4. 中間検査等に関して

本工事施工において、中間検査（工場検査）を下記のとおり実施すること。

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| ① 工場材料・部品搬入時    | 1 回   |
| ② 製作・組付過程時      | 1 回以上 |
| ③ 製作・組付完了時（試運転） | 1 回   |

なお、上記中間検査（工場検査）は、原則、発注者立会の元で行うものとする。ただし、発注者立会が困難な場合は、受注者の責任において実施し、検査実施後に、検査内容、検査状況、検査結果の判る報告書を提出すること。

#### 1 5. 工事状況等の案内板等の設置について

現地工事中において、工事進捗状況を（毎日、毎週、月間等）案内板に表示すること。また、工事予告を掲示し、工事に対する周知に努めること。

#### 1 6. その他必要な事項

その他必要な事項については、発注者、受注者双方の協議により別途定めるものとする。